

謝金細則

制定 平成30年11月19日

改正 2021年9月21日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）の会員が、後見活動及び会務を行う場合に支払う謝金について定める。会務は別に定める「会務細則」による。

(定義)

第2条 謝金とは、本会の理念に基づき、ボランティア精神を基本とし後見等活動を行い、本会が有償ボランティア活動で得た成果に対して感謝として支払う対価のことをいう。

(謝金の支払基準)

第3条 謝金の支払基準は以下の通りとする。

1. 後見活動

別に定める「後見活動謝金細則」による。

2. 部会及び事務局活動

一律月額1000円とする。委員を兼任する場合も一委員扱いとする（重複支払は行わない）。

3. 事務所当番

半日500円（全日1000円）とする。

4. 講演活動

外部団体等から本会へ講師依頼があり、本会が本会会員を派遣して、謝金を受けとる場合は、本会はその半額を当該会員に支払うものとする。

5. その他活動

理事会で決議する

(支払)

第4条 支払は、後見活動正副担当者及び各部会、事務局の委員に対して、毎年7月、11月、3月の年3回、事務局より所定の金額を各人の口座に振込むものとする。ただし、第3条第4項、第5項についてはその都度とする。尚、これらの支払いは、財務担当理事の承認を要する。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この細則は、2021年9月21日から実施する。

(管理責任者 事務局長)